

印旛利根川水防事務組合財政調整基金設置条例

平成19年2月1日

印利水条例第9号

(設置)

第1条 印旛利根川水防事務組合は、長期にわたり財源の調整を図り、その健全な運営に資するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前年度における歳入歳出決算の剰余金の2分の1以上の額として当該年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4各号に定める事由がある場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合財政調整基金条例の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合財政調整基金条例（昭和40年印旛利根川水防事務組合条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例に基づき積み立てた基金は、この条例により積み立てた基金とみなす。